

「こうわん・くこう」だより kouzu-shima 神津島

発行：平成30年9月

神津島空港の安全を守るしくみ

空港は、航空法を始めとする、安全を守るための多くの法令や基準・指針に基づき運用・施設管理されています。今回、空港の安全を守るための数多くのルールや取り組みのうち、昨年度測量等の対応を実施した3点を紹介します。

1 滑走路・着陸帯の勾配



滑走路は、雨水を良好に排水するため、滑走路中心線を最も高くした左右対称に勾配を設定することとされています。神津島空港の滑走路は、横断勾配2.0%の範囲内で設定されています。

滑走路まわりの着陸帯（植生部分）も、基準で定められた最大横断勾配2.5%の範囲内で整備されています。

定期的に測量により勾配を確認し、基準を超える場合は、工事により最大基準勾配の範囲内に修正しています。

着陸帯の勾配改修は、一度土を取り除いてから再度勾配を作るため、大規模な工事になります。

2 空港周辺の制限表面

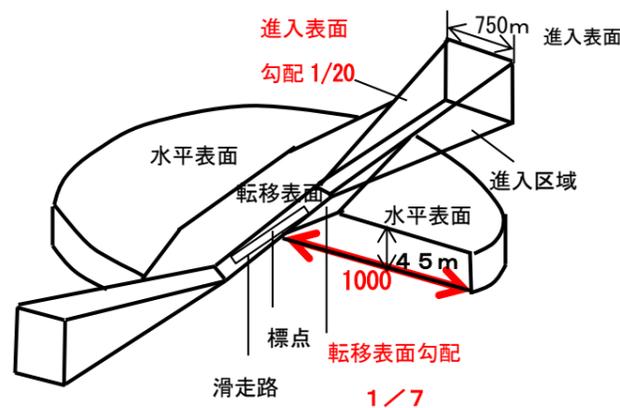
空港周辺における航空機の離着陸の安全を確保するため、航空法で「制限表面」を設定し、制限表面の上にて建築物や樹木・工作物等を設置してはならないと規定しています。

【神津島空港の制限表面】

滑走路横方向の転移表面：7mにつき1m上がる高さ

滑走路進入方向方面：20mにつき1m上がる高さ

水平表面：空港から半径1km範囲の高さ45m



神津島空港では、制限表面を突出する建築物や樹木等がないか、平素から確認を行っています。

3 航空局による検査

安全が適切に確保されているか確認するため、空港は定期的に航空局による検査を受けることになっています。（航空法に基づき、灯火施設は年1回、空港運用・施設管理等は3年に1回）

神津島空港では、運用・施設管理等に関し、平成30年2月に航空局による検査を受けています。

これからも安全な空港であり続けるため、安全に対する取り組みを続けていきます。

神津島港海岸離岸堤（潜堤）（改良）建設工事実施中

神津島港海岸は、神津島の南西部に位置する白砂の美しい海岸です。海水浴やマリンスポーツ各種イベントの場として賑わいを見せております。

本事業は、景観を損ねず、波浪を低減させる離岸堤（潜堤）の機能を向上させるため改良工事を行っているもので、平成23年度から着手しております。平成30年度は、昨年度製作したブロックを据付ける工事を行っています。

夏季の観光シーズン、海水浴シーズンではありますが、なにとぞ工事のご理解ご協力をお願いいたします。

神津島海岸全景



施工状況



昨年度製作したブロックです。このブロックを海中に据付けて波の力を弱めます。



ブロックを据付ける基礎を作っています。大きな作業船で工事をします。

港湾・空港へのご意見・ご要望等は下記まで

◆大島支庁神津島港湾空港管理事務所

TEL：04992-8-1311 FAX：8-1313

◆大島支庁神津島出張所港湾空港工事担当

TEL：04992-8-0311 FAX：8-0313